

秋田県教育旅行受入コンテンツ整備事業業務委託仕様書

1 目的

新学習指導要領の実施に伴い、探求学習やSDGsの視点が重視され、教育旅行のニーズが「課題解決・深い学び」へと変容している。

この状況を鑑み、本県の強みである「洋上風力発電」等の次世代エネルギー施設や独自の伝統文化を基軸とした新たな市場開拓を行うため、本事業では、教育ニーズの変化をいち早く捉えている首都圏の教職員等を招聘し、現場の声に基づいたブラッシュアップを通じて、本県の体験学習を充実させる。

2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) 教職員招聘等ツアーの実施

- ・首都圏（東京都、埼玉県、神奈川県）の中学校教員、教育委員会関係者等4名程度を招聘することとし、さいたま市の学校を必ず1校以上含めること。
- ・行程は2泊3日とし、整備が進む「洋上風力発電施設」を主軸とした環境教育プログラムを中心に構成すること。
- ・実施時期は令和8年8月から10月の間とし、秋田の産業観光、伝統文化、自然等の魅力を複合的に盛り込むこと。
- ・ツアー終了後にアンケートを実施し、「現場のインサイト（教員の潜在的ニーズ）」を抽出したレポートを作成すること。

(2) 教育旅行コンテンツのブラッシュアップ支援

- ・(1)の調査結果に基づき、県内受入施設に対し、教育旅行としての質を高めるための助言・指導を行うこと。
- ・具体的要素として、学習指導要領に対応した学習テーマの設定、事前・事後学習用ワークシートの作成、受入課題の解決策提示を含むこと。
- ・受入施設が教育旅行コンテンツとして提案・提供できるような「秋田県教育旅行プログラムシート」の更新に加え、授業で即活用できる「簡易的な事前・事後学習ワークシート」を新規作成すること。
- ・ブラッシュアップしたコンテンツについては、受託者のネットワーク等を活用し、旅行会社から学校に対して提案してもらえるように最大限努めること。具体的な方法については

提案すること。

※「秋田県教育旅行プログラムシート」及び「秋田県教育旅行セールスシート」は「秋田県教育旅行ポータルサイト」からダウンロードすること。

(3) 業務報告

業務終了後、実績報告書を作成し、活動実績・成果等を取りまとめ納品すること。

(4) その他、受託者側からの企画提案及び協議の上で定める業務

本業務に関して、提案があれば記載すること。

4 契約に関する条件等

(1) 打合せについて

受託者は、本県が求める随時の打合せに対し、速やかに応じられる体制を整えることとし、本県の事務所（観光戦略課内）又はオンラインで実施する。

(2) 再委託等について

- ・受託者は、本業務のすべてを第三者に再委託し、または、請け負わせてはならない。
- ・受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、体系図及び工程表を事前に書面にて提出して本県の承認を得るものとする。
- ・受託者は、上記により再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所等を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

(3) 業務の履行に関する措置

- ・本県は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ・受託者は上記の要求があったときは当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本契約にかかる制作物の著作権は全て本県に帰属することとし、本県は二次使用を含むあらゆる使用について受託者の許可を得ることなく、自由に使用ができるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならず、契約終了後も同様とする。

(6) 関係法令の遵守

受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守するものとする。

(7) その他

この仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定するものとする。